

Ⅱ.クロレラ判決

* 超重要用と言うわけではないが参考にはなる

- ① 薬事法自体ではない
- ② 1審判決にすぎない

1. 適格消費者団体 京都消費者契約ネットワークが景表法に基づいてサンクロレラ社に対してクロレラ研究会のクロレラチラシの配布差止を求めた



京都地裁：差止請求認める（2015年1月21日）



差し止め訴訟の対象となった新聞折り込みチラシ広告